

第6回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日(金) 13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 12人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則

5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二

8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 荻田 光

12番 吉儀 良弘 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員 なし

4. 欠席委員 4番 上野 悟

5. 議事録署名委員の指名 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について(5件7筆)

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について(1件1筆)

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について(8件13筆)

議案第36号 非農地証明申請について(2件2筆)

議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について(利用権設定)

議案第38号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用配分計画案について(利用権設定)

第2 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

(3) 農地転用(農業用施設)届出書の受理について

(4) 農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)

(5) 農業相談について

第4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 なし

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容(議長 1番 内海 武博)

(開会) 13時28分

事務局 定刻の時間より少し早いのですが皆さんお揃いということで、開会をさせていただきます。注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードになっているか、確認の方お願いいたします。また、総会中席を立たれるときは、議長の了解を得て退席ください。今回、議案第35号88ページ

の差し替えをさせて頂いておりますのでご確認をお願いいたします。では会長、挨拶をお願いします。

会長

はい、では皆さん改めて皆さんこんにちは。暑い中をごくろうさまです。今日、手元に資料をお持ちしております、ショッキングな新聞の記事でしたけども、6万7千haの転換が必要だと、3月末で30万トンも在庫が上回っているというような事を踏まえて、来年の22年6月末在庫が米価の大幅な値崩れを招きかねない、200万トンを超えてしまうんだと言う、事態を回避するためには20年度産より36万トンを減さなくてはいけない。面積で1万7千ha増の6万7千haの主食米からの作付け転換が必要となるんだよというふうな記事でございました。転換進むも十分でない言う中で、例年より主食用米からの転換は進んでいるが十分ではない。転換の中で目を向けてもらいたいとされるのが、飼料用の米であります。飼料穀物の国際価格は高騰しておるんだと、その背景には何かがあるんだと言うと、中国の急激な肉食化、加えてロシアが自国産穀物の輸出を制限していることもあって、わが国畜産経営は苦しい状況にある。という記事。求められる一肌脱ぐ英断、飼料用米の需要増は決まっているんだよ、作付け面積のほんの数%を飼料用に転換する、この一肌脱ぐ英断が米価の維持安定を確実にするんだという。それから、これの2週間後くらいの記事だったと思いますけど、農水省は5月27日2021年産、主食用米などの4月末時点の作付け意向を取りまとめた。上に書いてありますように、6万7千haの転換が必要ということに対して、実績的には3万7千haを減反するように今なっています。と言う事はまだ3万ha位の減反、減作ということをする必要があるんだというような記事ですね。前年同月差27万トン増、4月末でまだ27万トンの増となっているということで、より一層の削減をしてほしいと言う記事でございました。それから次の記事、これもまたちょっとショックでしたが、「温暖化で変わる米の主産地」地球温暖化の進行により、米の生産は北海道一人勝ちの傾向が色濃くなりだしていると言う。そうすると、米が全国共通の関心事でなくなっていくのかもしれない。地球温暖化に歯止めがかからず、米の主産地が北海道になる日が遠くないとすれば、日本海沿いに南下していくライスベルト、あるいは東北・関東地方での農政上の課題が米でなくなることもあり得るのではないか。大げさな話とは思えない。と言うふうな事で記事でした。中々、考えさせられるような記事でございました。

それから、先ほど開会にあたって事務局からの注意事項がありましたけど、一つ加えさせて頂くと、今総会における議事に関係の無い質問は、この議事の中では行わないようにして頂きたい。この総会が終わった後、勉強会等々しますのでそのような時に質問をして頂ければと言うふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

議長

それでは第6回農業委員会総会を開催します。現在の在任委員は13人、今日の出席は12人全員です。4番上野委員さんからの欠席の報告がありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達し

ておりますので総会は成立をいたします。

本日の総会の議事録署名は、13番 桜井陽子委員さん、14番 島津健治委員さんをお願いします。

(報告事項)

議長 それでは、付議事項に入る前に他の権利設定の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集105ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」合意解約の関係でございます。今回、合意解約の関係につきましては3件ございます。上から順番に申しますと、賃貸者は、■■■■の■■■■様、賃借者、(一財)広島県森林整備・農業振興財団でございます。当該農地につきましては、■■■■ ■■■■他3筆、合計面積が1,158.34㎡でございます。解約の申入日は令和3年3月25日、成立日も同日、土地の引き渡日は令和3年3月31日でございます。使用賃貸借契約(無償)の方から、賃貸借契約(有償)へ変更されるため、一旦合意解約が必要ということがございますのでこのあと申請がされます。耕作者は引き続き■■■■です。続いて賃貸者が■■■■、■■■■様、賃借者が同じく(一財)広島県森林整備・農業振興財団でございます。土地の所在は、■■■■の■■■■ ■■■■、地積は833㎡でございます。解約の申入日は、令和3年5月31日、成立日も5月31日、土地の引き渡しにつきましては6月30日でございます。こちらの農地につきましては、この後でご協議して頂く3条の関係で■■■■で購入される予定がございますので合意解約をされるということでございます。続いて賃貸者が■■■■さんで、賃借者が■■■■さんでございます。当該農地は■■■■ ■■■■、地積は878㎡です。解約の申入日は令和3年5月31日、成立日も5月31日、土地の引き渡日は6月1日です。他への耕作依頼ということで■■■■を予定されております。報告については以上です。

議長 はい、次に付議事項に入りますが、広島県の緊急事態宣言がこの度、解除とはなりましたけれども感染症対策に慎重を期して今月も現地を調査して頂いた現地調査委員さんからの報告を事務局から行います。事務局の説明および報告を受け、質疑応答まで行いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

(付議事項)

(議案第33号)

議長 それでは、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について(5件7筆)」を議題といたします。

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

(議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現地目	地籍
■■■■	■■■■	(渡) 高齢で耕作困難になったため。 (受) 果樹・野菜の作付けを行うため。	勝見・黒木啓・藤高	畑3筆	1,005㎡
			(現地確認) 6月20日、3名の委員で実施さ		

			れ、特に問題は無いとの意見を頂いております。		
■■■■	■■■■	(渡)規模縮小。 (受)居住地に隣接しているため。	茶谷・湯川・堀田	畑 1 筆	151 m ²
			(現地確認)6月17日、3名の委員で実施され、管理されており特に問題は無いとの意見を頂いております。		
■■■■	■■■■	(渡)財産処分。 (受)空き家バンクで農地を取得し管理する。(R3.5 下限面積(別段の面積設定))	是竹・堀田・湯川	畑 1 筆	129 m ²
			(現地確認)6月17日、3名の委員で実施され、特に問題は無いとの意見を頂いております。		
■■■■	■■■■	(渡)隣接地に住む農業者から、耕作したい申し出があったため。 (受)居住地に隣接しており、畑として利用したいため。	相良・稲田・下原	畑 1 筆	417 m ²
			(現地確認)6月14日、3名の委員で実施され、管理されており特に問題は無いとの意見を頂いております。		
■■■■	■■■■	(渡)高齢で、居住地から遠距離の為、譲渡したい。 (受)所有権を取得することにより、将来の農地荒廃不安を無くし、安定した農地管理を行いたい。	松尾・宮迫・垣内	田 1 筆	833 m ²
			(現地確認)6月17日、3名の委員で実施され、管理されており特に問題は無いとの意見を頂いております。		

事務局 はい、それでは、議案集 1 ページ目をお開きください。議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明、現地調査委員からの報告。)事務局からは以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱うことに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第 34 号)

議長 続きまして議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」1 件 1 筆を議題といたします。

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

(議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	事業概要
■■■■	田 46 m ²	駐車場造成	藤高・勝見・黒木	現況 畑 第 2 種農地 農用地区域外
				(現地確認)6月20日、3名の委員で実施され、問題は無いと言うふうにご意見を頂いております。

事務局 はい、それでは議案集 24 ページをご覧ください。議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明、現地調査

委員からの報告。)以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、全員挙手により申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第35号)

議長 続きまして議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について(8件13筆)」を議題とします。

議長 それでは事務局の説明を求めます。

(議案第35号「農地法第5条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■■	■■■■■	太陽光発電設備	行吉・勝見・黒木啓	田2筆 1,256㎡ 第2種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 6月20日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないが何点が気づいたことを頂き、譲受人等に話をさせて頂いております。		
■■■■■	■■■■■	太陽光発電設備	湯川・茶谷・堀田	田3筆 2,066㎡ 第2種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 6月17日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見を頂いております。		
■■■■■	■■■■■	太陽光発電設備	湯川・茶谷・堀田	田2筆 1,130㎡ 第2種農地 農用地区域除外済
(所有権移転)		(現地確認) 6月17日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見を頂いております。		
■■■■■	■■■■■	太陽光発電設備	湯川・茶谷・堀田	畑1筆 1,216㎡ 第2種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 6月17日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見を頂いております。		
■■■■■	■■■■■	太陽光発電設備	是竹・堀田・湯川	田1筆 1,050㎡ 第2種農地 農用地区域外
(所有権移転)		(現地確認) 6月17日、3名の委員で実施され、農地転用に		

		ついて問題ないというご意見を頂いております。		
■■■■■ ■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	太陽光発電設備	堀田・是竹・茶谷	田 1 筆 859 m ² 第 2 種農地 農用地区域外
		(現地確認) 6月17日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見を頂いております。		
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	太陽光発電設備	堀田・是竹・茶谷	田 2 筆 1,607 m ² 第 2 種農地 農用地区域外
		(現地確認) 6月17日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見を頂いております。		
■■■■■ (所有権移転)	■■■■■	宅地 (始末書提出)	梅田・鍛冶谷・真野	田 1 筆 207 m ² 第 2 種農地 農用地区域外
		(現地確認) 6月20日、3名の委員で実施され、農地転用について問題ないというご意見を頂いております。		

事務局

はい、議案集 33 ページをご覧ください。議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。(議案集により朗読説明、現地調査委員からの報告。) 以上です。

議長

はい、ありがとうございました。事務局からの説明・報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長

はい、どうぞ。

6 番

6 番夏見です。太陽光が主でありましたが、これまで利用期間については 20 年ということであった訳なんです、今回 25 年ということになって新しい期間が出て来ました。ちょっとその期間の設定が、どういう条件下でされるのか。それから 1 番の譲渡人と譲受人なんです、どちらも居住地が他県ということでこれは近隣の方とうまく話が出来ているのかどうか。■■■■■のちょうど住宅の中、中央に太陽光設置と言う事なんで、それと住宅の間に太陽光が出来ますからそういう所は少し心配です。

それから 2 番、3 番、4 番、5 番これ同じ方なんです、公共施設、■■■■■学校の近くへこれだけの高圧の施設を置くということについては、万が一ですが、雷とかそういうものを呼び寄せる施設になるんじゃないかなと思います。こう言った万が一の心配を考慮しておられるのかどうかお願いいたします。

議長

では、事務局。

事務局

はい、利用期間 25 年につきましては、太陽光の電気の売電の期間が 25 年で契約されたということでこちらにつきましては 25 年になっております。その他の所は 20 年で契約されておりますので 20 年でございます。

続いて 1 番の方が町外の方と言う件ですが、譲渡人につきましては、現在は■■■■■なんです、昨年度までは■■■■■の方でお住いされておりましたが、現

在登記簿の住所に変わっておられます。農地の今後の管理につきましては、譲受人の■■■さんと工事を施工する業者さんがおられるんですが、そちらの方と管理契約を行って今後管理をして行くと言うふうにお話は聞いております。管理契約につきましては、実際に許可が下りて、工事が完了した際には、正式な契約をされた写しを事務局の方へ出してください。と言う話をさせて頂いているところです。で、2～5番につきましても、施工業者と本人さんも含めて話をさせて頂いてるんですが、今後の管理、農地の管理をどうされるかということも含めて、聞き取りをさせて頂いたのは、年3回、太陽光の設備をされる工事会社の方に聞き取りをさせて頂いておりますが、こちらの方が年3回は草刈りをされたり、何かあった時には対応をされるということで現在お話はさせて頂いてるところでございます。

議長 もう一つ、雷の関係は。

事務局 雷の関係までは具体的に業者さんと話はさせて頂いていないんですが、何か太陽光をすることによって周りの農地に影響があったりそういったことがあれば、例えば雨が降って崩れたり。そういった場合は対応するようになりますという話はさせて頂いております。

議長 はい、6番委員。

6番 推測するのにかなりの発電量、俗に言うトランスがですね、容量の大きいものが座ると思いますので、やはり、子ども達が、教育現場に近いというのはですね、その辺も工事主に対してですね、そういうこと実は無いのかと言う所を聞いて頂きたいと思います。以上です。

議長 はい、いいですか。

事務局 はい、また後、確認の方はさせて頂きたいと思います。

議長 はい、その他質疑応答ありませんか。

議長 はい、10番委員。

10番 10番菰田です。夏見委員さんと同じようなことになるかも知れませんが、6件目、7件目ですね、太陽光が町の中にできるということで前回この近くにですね、太陽光ができるということで、地元の反対とか色々あったように記憶してるんですけど、今回はそういうことは無いでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、工事を施工する前段階で地域としっかりお話をさせて頂きたいと言う話と、工事を施工する場合にもきちっと話をして頂いてということで申請をされるところに話をさせて頂いております。それで、今のところでは話は出来ていると言うふうに聞いております。

議長 よろしいでしょうか。

10番 はい。

議長 はい、それでは他にはありませんか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱うことに賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第36号)

議長 続きまして、議案第36号非農地証明申請について(2件2筆)を議題といたします。

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

(議案第36号「非農地証明申請について」の内容)

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■	■■■■ ■■■■	畑 1 筆 222 m ² (現況宅地) (始末書提出)	S58 年頃	地目変更	松尾・宮迫・垣内
(現地確認)6月17日、3名の委員で実施され、荒廃していることを確認され、非農地とすることはやむを得ないということでご意見を頂いております。					
■■■■	■■■■ ■■■■	田 1 筆 1,323 m ² (現況宅地) (始末書提出)	S50 年頃	地目変更	垣内・宮迫・松尾
(現地確認)6月17日、3名の委員で実施され、荒廃していることを確認され、非農地とすることはやむを得ないということでご意見を頂いております。					

事務局 はい、議案集98ページをご覧ください。議案第36号「非農地証明申請について」でございます。(議案集により朗読説明、現地調査委員からの報告。)以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 10番萩田です。2件目なんですけど、牛舎ですよ。私はこれは農地だと思うんです。現在も利用されていると言う事なんですよ。1件目は農地の格納庫として利用ですが、2件目は現在も牛舎で牛を飼われて一生懸命、営農されていることなんですけど、なぜ非農地にする意味があるんでしょうか。

議長 はい、事務局。

事務局 はい、農地として利用されていないので。

議長 はい、10番。

10番 それとこれを認めたらすべての牛飼われてる方、鶏を飼われてる方、全て非農地にせんといけませんよね。

事務局 そうですね。基本的に農業用倉庫とか、牛舎とか建物がついているものに関しては、田や畑ではなくなるので、現状が農地としてすぐ耕作できる状態ではないということになりますので、農地としての扱いにはならない。と言うふうになります。

議長 はい、10番委員さん。

10番 農地パトロールで全部外してもらわんといけんのじゃないですか。

事務局 そうですね。農地パトロールをして頂いて、現在こういった物が建っている。農地として植えたりできないという状態ということであれば農地パトロールの中で、ご報告の方をして頂くようになります。

議長 はい、10番委員さん。

10番 以前、私も農地パトロールしてきましたけど、そうゆう牛舎とか、そうゆうのを外せとは聞いてないんですし、これを牛を飼われている方、農家じゃないと言う。現在も利用しているということは、これを外すということは、如何なものかなと。こういう前例を作ったらいけんのじゃないかな。

事務局 農業して頂くのは良いんですけど、どうしても建物があると田や畑ではないと言うふうになりますのでということです。

議長 はい、10番委員さん。

10番 10番荻田です。じゃ農地パトロールのときに全部外すように指導、説明会とかで言って頂ければと思います。

議長 はい。

事務局 そうですね。パトロールでもそう言った所でお話を頂くんですが、非農地証明のように、こちらの方から非農地になりましたと言うのが、この転用と言うか、非農地証明とかの関係については、そう言った所はご本人から申請して頂くようになりますので、農地パトロールをされる際に農地の上に建物があるようであれば、パトロールの段階で、その家の方へ最適化推進委員に行ってもらって、農業委員会の方へ相談してほしいということは伝えてくださいと言うような話はさせて頂いておるところです。

議長 はい、10番委員さん。

10番 10番荻田です。畜産は農業だと思っていて。廃業になったとか、言う話はないですね。それを非農地にして、何の意味があるんかと思ったんです。

議長 そうですね。まあ、単純に農地じゃあないですよ。農業で使っておられる牛舎でありということ。

10番 それは、コンクリートの水耕栽培もそうゆうふうになっとるんじゃないけえ。

議長 水耕栽培についてはできるようになりましたよね。水耕栽培は、農地としてOKですよ。

事務局 作物を作られておればOKと言うふうに。農地法だったですか2、3年前に変わったんだと思うんですが。放牧であれば、農地のままで大丈夫なんですけど、牛舎になると農地から変わるということです。

議長 はい、10番委員さん。

10番 これは始末書も要らんのじゃないですか。

議長 どうなんでしょうか。単純に考えれば、農地の上に建てられとるんだからね、本来、作物を植えてられない訳ですからね。

10番 10番荻田です。でもそこには、牛が居ったり、鶏が居ったり、私は畜産、農業だと思うんです。

議長 農業であることは間違いないんですね。農業であることは間違いないんですが、農地だということになった時には、違うんじゃないかと言うふうな見解です。

議長 はい、10番委員さん。

10番 10番荻田です。そしたら、皆、畜産その他の業者の方に自己申告じゃと言われても、そういう報告はしとかにやあいけんのじゃないでしょうか。

6番 6番夏見ですが。

議長 ちょっと待ってください。すみません。ちょっと調べる必要がありますので、暫時、休憩を取らせて頂きます。 (14時13分暫時休憩)

議長 はい、それでは休憩を閉じて会を再開します。

事務局から説明を求めます。 (14時17分再開)

事務局 はい、すみません。先ほどの、農地とはどういったものかという定義の話でございますが、皆様にお配りしたガイドラインで、第2部「農地法に基づく審査基準等について」という部分がございます。1ページ目をご覧ください。こちらの第1節「農地等の判断基準」で、農地とは、耕作の目的に供される土地の事になります。ですので、牛を飼われている場合は耕作にはならないので農地としてはならないということになりますので、今回申請をして頂いているということです。もう一つありました畜産関係について実際、田の上に建物を建てられているのであれば、農地パトロールの時とかで確認させて頂きながら話をさせて頂くような形になると思います。それ以外の建物についても農地ではない、耕作の目的に供される土地ではないのでということになります。農業用施設の中に畜舎、とか農業用排水路とかそういった物が含まれることになります。22ページ目の「農業用施設」とは何かという所の中に農道とか、中段くらいに畜舎とか、そういった物は農業用施設になるということです。

議長 よろしいですか。

議長 はい、10番委員さん。

10番 勉強になりました。ただし、これは他の畜産業者には、報告して頂きたいとは思いますが。皆さんそう思われていらっしゃるんでしたら、農地パトロールとか。それが良いんじゃないかと私は思います。農地じゃないよと。

事務局 はい。畜産業者へそういった話をしてくださいと言うのは、農業委員会からするのは出来ないと思うので、農地パトロールの委員さんにそういった、牛舎が建っている所が農地かも知れないというようなところの話はさせて頂きたいと思います。

議長 よろしいですか。

10番 はい。

議長 夏見委員さんは。

6番 よろしいです。

議長 ありがとうございます。それでは、他にはありませんか。

議長 大丈夫ですか。

議長 それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱うことに賛成の方

は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第37号・第38号)

議長 議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第38号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。それでは、別冊議案第37号「農用地利用集積計画の作成について」それから同じく、別冊議案第38号「農用地利用配分計画の作成について」併せて説明いたします。まず、議案37号について2ページをお開きください。(以下、1期間・2新規再設定・3貸借手数・4地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。10年以上の設定が、全体の中で8筆11,940㎡。

甲山地区	3筆	2,749㎡	世羅地区	11筆	10,788㎡
世羅西地区	8筆	11,940㎡	合計	22筆	25,477㎡
(田 22筆 25,477㎡)					

設定の多くは、高齢や遠方で管理が出来なくなったもの、それから中間管理機構を利用して集積したものになります。

次に議案38号について、3ページをお開きください。農用地利用配分計画、農地中間管理機構を利用した借り受けの計画になりますが、甲山地区、(農)かみだにさんが2筆1,357㎡、世羅地区(農)ふるさと重永さんが1筆1,731㎡、世羅西地区、和田廣司さんが2筆1,171㎡、(農)穂MINORIさんが6筆10,769㎡の借り受けをされております。説明については以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい、8番委員さん。

8番 8番宮丸です。確認なんですけど。まず、議案37号の3ページ、右端の方の借賃の支払い方法の期日なんですけど、38号の議案と毎年11月末までとなっている所と、12月末までになっている所との記載の違いがあるんですけど、これは何か理由があるんですか。すみません。

議長 はい、事務局。

事務局 3ページの所の一番下の農地中間管理機構を利用されてる所と、配分計画の農地中間管理機構の所の月の差と言う所でしょうか。

8番 8番宮丸です。37号の方は3ページの2番目の所、毎年12月末と書いてある、38号の議案の方は、かみだにさんの所、11月末と書いてある。そういうところが有ったのでまず聞きました。

事務局 まず、中間管理機構を利用されている所については、耕作をされている所から、いったん農地中間管理機構の方へお金を支払われて、中間管理機構の方か

申出者	当該農地	地目地籍	事業概要	土地利用計画
■■■■■	■■■■■ ■■■■■	田 1 筆 137 m ² (現状宅地)	農業用倉庫 2 棟 (始末書提出)	農振該当なし

事務局 はい、議案集 107 ページをご覧ください。報告事項 (3)「農地転用 (農業用施設) 届出について」です。(以下議案集により朗読説明)

議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありますでしょうか。

議長 それでは報告事項 (4)「農地法第 5 条の規定による意見聴取について (回答)」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 112 ページをご覧ください。「農地法第 5 条の規定による意見聴取について (回答)」でございます。4 月の農業委員総会にて広島県への意見聴取案件ということで上げさせて頂いたものでございます。こちらにつきまして、令和 3 年 5 月 18 日付で許可されることに異議はないということでご回答の方頂いておりますのでご報告の方させて頂いております。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありますでしょうか。

議長 はい、それでは報告事項 (5)「農業相談」について、事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 113 ページをご覧ください。農業相談の關係の報告でございます。こちらは令和 3 年 6 月 2 日 (水) 津久志自治センターで作田委員・吉儀委員と実施させて頂く予定でしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため今回は中止にさせて頂いております。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はあるでしょうか。

(連絡事項)

議長 それでは、連絡事項 (1)「今後の日程」について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは、議案集 114 ページをご覧ください。

(連絡事項 (1)「今後の日程」の内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
7 月 1 日	新農業委員任命式 及び新農業委員説明会	世羅町役場応接室	会長	13:30~
		世羅町役場南館	役員全員	13:45
		3 階会議室 3		~14:30
7 月 7 日	農業相談	小国自治センター	安井委員・島津委員	9:30~11:45
7 月 9 日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館 2 階打ち合わせ室	役員全員	9:30~
7 月 26 日	第 7 回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館 3 階会議室 2	委員全員	13:30~

(以下、議案集により朗読説明) それから農業相談につきましては、今後の状況等もございますので新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、また中止とさせて頂く可能性がございますので、その際には出席委員さんの方には

中止ということでご連絡させて頂きたいと思います。以上です。

議長 はい、その他で事務局から何かございますでしょうか。

事務局 ありません。

議長 はい、それでは、委員さんの方から連絡する事がありますか。

議長 はい。

6番

6番夏見です。あの前回の提案の中、上野さんの方が提案されました農業委員会、役員会へのパソコンの導入と言うご意見がございました。意見の方は私も、その時にはパッと聞くだけで流してしまっただけですが、農業新聞の方へパソコン導入した利便性とか言う記事が載っておりました。これについてですね、事務局の方からは議会の方にも導入されていない様子見と言う説明がございましたが、私の意見としましては、このパソコンを農業委員会に導入することによってどういうメリットがあるということをお勉強して頂いて、出来れば前向きにお考えをして頂きたい。予定としてはそういった説明を農業委員会の中で時間のある時に説明して頂きまして、本年度、町の方で予算編成をされる段階ではですね、ある程度そういった目的を持って予算を町に対して要請していくという形をとってほしいと。他の分野がしないから農業委員会もそれに準じてしないとと言うふうな後ろ向きな事ではなくてやはり前向きに攻めていくと言った、私たちはそういった農業委員会としては別な組織と言うふうに私は考えてますので、やはりそういった自信を持ってですね、農業委員会を推し進めて行くという姿勢をですね、外にも出していかなくちゃいけないと思いますので、大変申し訳ないのですが事務局の方でですね、今年度の予算編成に乗れるようにですねこの役員会でもそういう説明をして頂きながら計画をして頂きたい言うふうに思います。

議長

事務局。

事務局

はい、電子機器、タブレットを使ってというお話を頂いたんですが、町としての考え方なりやり方的な所もあるんですが、やることに寄ってのメリットの話を予算化するにあたっては財政課との協議の中で必要となってきますし、農業委員会としてそういった物が必要なんだと言う所の意見をまとめて何かしら査定時、協議の中で町長部局の方へ申し入れと言う訳ではないですがさせて頂くような形になるのかなと言うふうに思うのが一つと、それから、今年度から広島県の農業会議の方でタブレット型の端末、台数は35台程度だと言うんですけど、そういった所の貸し出しをすると言うような情報とかも頂いておりますので、いったんはそういった所のタブレットを实际使ってみてどうかと言う部分、台数分借れるかどうかと言う部分もあったりもするのでそういった調整は必要だとは思いますが、いったんは役員等で借りて使ってみて、その後、段階的に年度内3月末の間には使ってみる、触ってみるそういうことができれば良いんじゃないのかなと言うふうには考えております。

6番

ありがとうございます。できたらですね、そういったものを支給して頂けると言うか研究段階の方法へもですね、乗って世羅町農業委員としてのプライドを持ちたいと言うふうに思います。

事務局長 　　いいですか。

議長 　　　　事務局長。

事務局長 　　今のタブレットの利用の件なんですが、農業委員会としてですね、意見をまとめて頂いて、予算を上げるまでにですね、農業委員会としては全員でこういうものをやりたいと、タブレットがあればこういう良いことがあると。こういうことをうったえてもらわないと、「事務局で考えといてくれ」いう話にはならないと言うことでございますので、それを導入することによって農業委員、委員の皆さんが、こういうメリットがあります。というのを提案して頂きたいのです。それを考えるのが事務局と言うのはちょっと違うと思いますので、全員の意思を持って、予算要求が出来るように何らかの提案をして頂きたい。と言うふうに思います。以上です。

議長 　　　　よろしいでしょうか。

6番 　　　　はい。

議長 　　　　他に何かございますでしょうか。

5番 　　　　いいですか、5番安井ですが、議案とは関係ないのですが、後で質問してもよろしいでしょうか。

議長 　　　　はい、閉会后にお願いします。

議長 　　　　それでは、他にはございませんか。

議長 　　　　はい。無いようですので、これを持ちまして第6回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは1番委員さんから7番委員さんをお願いします。

(閉会)

14時48分